第一条のうち法人税法施行規則別表八㈠の次に二表を加える改正規定のうち別表八㈠付表一の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と別表十七（二の二）「27」のうち多い金額）又は（別表十七（二の二）「32」と別表十七の三（二）「17」のうち多い金額）	17	を
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と別表十七（二の二）「29」のうち多い金額）又は（別表十七（二の二）「34」と別表十七の三（二）「17」のうち多い金額）	17	に改める。

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と別表十七（二の二）「27」のうち多い金額）又は（別表十七（二の二）「32」と別表十七の三（二）「17」のうち多い金額）	を	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金額、対象純支払利子等の損金不算入額又は施設に帰せられるべき資本に対応する負債の損金不算入額 （別表十七（一）「35」と別表十七（二の二）のうち多い金額）又は（別表十七（二の二）「別表十七の三（二）「17」のうち多い金額）

不算入 恒久的 の利子 「29」 34」と	に改める。

第一条中法人税法施行規則別表八㈠の改正規定の次に次のように加える。

別表八㈠の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次号において「令和２年旧法」という。）」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改め、同第二号中「が法」を「が令和２年旧法」に、「より法」を「より令和２年旧法」に改める。

別表八の二の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（次号及び第４号において「令和２年旧法」という。）」に、「租税特別措置法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「、法」を「、令和２年旧法」に、「（租税特別措置法）を「（令和２年旧措置法」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。第４号において「令和２年改正令」という。）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に、「又は法」を「又は令和２年旧法」に、「同令」を「令和２年旧措置法施行令」に改める。

別表八の二付表の記載要領第一号中「が法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、「益金不算入）（」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の」を加える。

別表九㈠の記載要領第一号中「又は法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第二号中「経過規定）」の次に「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第16条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第106号）附則第５条（契約者配当に関する経過規定）」を加える。

別表九㈡の記載要領第一号中「が同法」を「が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「同令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）」に、「同法第68条の105の３第１項」を「令和２年旧措置法第68条の105の３第１項」に、「、同法」を「、租税特別措置法」に改め、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第三号中「第68条の105の２第１項」を「令和２年旧措置法第68条の105の２第１項」に改め、同第四号中「第39条の125第10項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の125第10項」に、「同法第68条の105の２第３項」を「令和２年旧措置法第68条の105の２第３項」に、「同法第68条の105の３第３項」を「令和２年旧措置法第68条の105の３第３項」に、「同令」を「租税特別措置法施行令」に、「第39条の125第３項第１号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の125第３項第１号」に、「第39条の126第２項第１号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第１号」に改め、同第五号㈠中「又は同令」を「又は令和２年旧措置法施行令」に、「同令第39条の126第２項第１号イ」を「令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第１号イ」に改め、同号㈡中「第39条の125第４項各号」を「令和２年旧措置法施行令第39条の125第４項各号」に改め、同第六号㈠及び㈡中「又は同令」を「又は令和２年旧措置法施行令」に、「承継　同令」を「承継　租税特別措置法施行令」に改め、同第七号中「又は同令」を「又は令和２年旧措置法施行令」に、「同令第39条の126第２項第３号イ」を「令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第３号イ」に改める。

別表十㈠の表を次のように改める。